

お部屋トラブル緊急駆け付けサービス

フリーダイヤル ジェイリース緊急駆け付け受付センター



0120-99-5052

対象トラブル

水まわりのトラブル駆け付け

「何か変だ。故障かな?」といった各種不具合に駆け付けて応急対応をいたします。

トラブル発生率
★★★★



水まわりの
トラブル!

特典

駆け付け・1次対応
無料

1次対応とは、部品を必要としない30分以内の簡単な修理を指します。

ご利用の際の注意事項

- 共有部分はサービス対象外です。
- 部品交換や特殊対応が必要な作業、30分を超える超過作業に対する料金はお客様負担となります。

鍵のトラブル駆け付け

鍵の紛失等の場合に関錠作業をいたします。

関錠作業時には、現住所記載の公的顔写真入り身分証明書にて本人確認させていただきます。※本人確認が出来ない場合は、警察・管理会社等の立会いが必要となります。

トラブル発生率
★★★★



鍵のトラブル!

特典

駆け付け・1次対応(関錠)
無料

1次対応とは、部品を必要としない30分以内の簡単な修理を指します。

ご利用の際の注意事項

- 共有部分はサービス対象外です。
- 関錠・破錠作業時には、運転免許証など、顔写真入りの身分証明書により居住者の本人確認を必要とします。受付センターの案内に従ってください。

ガラスのトラブル駆け付け

急なご要望にもサービススタッフが駆け付けて、ガラスの破損等の場合に一時的な養生対応をいたします。

トラブル発生率
★★



ガラスの
トラブル!

特典

駆け付け・1次対応
無料

1次対応とは、部品を必要としない30分以内の簡単な修理を指します。

ご利用の際の注意事項

- 共有部分はサービス対象外です。
- ガラス交換や部品交換、特殊対応が必要な作業、30分を超える超過作業に対する料金はお客様負担となります。

ご利用の流れ



ジェイリースの家賃債務保証にご加入いただくと!

上記3つの対象トラブルに対する

出張費および **30分以内の作業費が無料!**

あなたの快適な生活をサポートします!

無償対応範囲

基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(30分以内)

詳しくは利用規約をお読みください。

~生活サポートの総合商社へ~

ジェイリース

家賃債務
保証

緊急駆け付け
サービス

ジェイリース緊急駆付けサービス利用規約

第1条 (ジェイリース緊急駆付けサービスの対象建物)

ジェイリース緊急駆付けサービス(以下「駆付けサービス」という)は、本サービスにおける賃貸物件の占有する居住部分かつ賃貸借契約書記載の設備を対象とします。なお、入居者等の所有物は対象外とします。

第2条 (駆付けサービスの利用対象者)

賃貸借契約を締結するにあたり、ジェイリース株式会社と保証委託契約を締結している契約者及びその入居者(以下「入居者等」という)とします。

但し、住居プラン利用の場合に限ります。

第3条 (駆付けサービスの対象期間)

駆付けサービスの対象期間は、賃貸物件入居日から開始とし、賃貸借契約及び保証委託契約が終了した時点をもって終了(対象外)とします。但し、物件を管理する管理会社の変更が生じた場合には、変更月の末日を以て終了(対象外)とします。

第4条 (駆付けサービスをご利用いただく際のご注意事項)

1. 駆付けサービスは、株式会社シード・コーポレーション(以下「委託先」という)に委託しています。
2. 駆付けサービスは、委託先と提携もしくは再委託する専門業者(以下「駆付け専門業者」という)を入居者等にご紹介し、応急処置を行うものです。
3. 駆付けサービスを利用する際は、必ず「ジェイリース緊急駆付け受付センター(以下「受付センター」という)」までご連絡ください。(事前に連絡がなく入居者等が自ら業者を手配された場合は、駆付けサービスの対象外となります。)
4. 受付センターにて受付した担当者は、入居者等の契約状況を確認し、駆付けサービスの提供に必要な内容や入居者等の情報を駆付け専門業者へ連絡します。
5. 駆付けサービスのご利用後に、保証委託契約のご契約をしていないことまたは当該契約が終了していることが判明した場合は、後日費用を入居者等に請求させていただきます。
6. 交通事情、気象状況等により、駆付けサービスの着手に時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。

7. 駆付けサービスでは、部品交換や特殊対応が必要な30分以内の応急処置を行います。部品交換や特殊対応が必要な作業、30分を超える超過作業、及びサービス提供範囲外の作業を行う場合の費用は入居者等のご負担となります。鍵のトラブル等による破錠作業は特殊対応が必要な作業となります。なお、破錠を行う場合は管理会社や賃貸人の承諾を得たうえで当該作業を行います。また、鍵及びドアの種類によっては、開錠作業ができない場合があります。

8. 駆付けサービスの内、専有部玄関ドア開錠作業を入居者等が依頼される場合、次にあげる身分証明書の提示が必要となります。但し、身分証明書の住所が本サービス対象物件の所在地と異なる場合は駆付けサービス対象外となります。

(1) 運転免許証

(2) 顔写真付きの公的機関証明書

9. 部品交換等が生じる場合は、管理会社や賃貸人の承諾を得てからの作業となります。

10. 部品交換等の料金が発生する場合や管理会社や賃貸人の承諾が必要な場合は、入居者等から管理会社や賃貸人に直接ご連絡していただきます。

11. サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

第5条 (駆付けサービスの内容)

1. 入居者等は次の各号のトラブルが生じたとき、受付センターにて、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または駆付けサービスを受けることができます。

(1) 鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル

(2) 水まわりのトラブル

(3) ガラスの破損トラブル

第6条 (駆付けサービスの適用地域)

1. 駆付けサービスは、日本国内でのみ適用されます。

2. 一部の離島等の地域では駆付けサービスの提供ができない場合があります。

第7条 (駆付けサービスを提供できない場合)

駆付けサービスは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。

1. 入居者等の故意または重大な過失によって生じたトラブル
2. 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
3. 戦争または暴動を原因とする場合
4. 風災や水災などの自然災害を原因とする場合
5. システム障害・停電
6. 保証料及び求償債務等をジェイリース株式会社に対して正常にお支払い頂いていない場合
7. その他、当社等が不適切と判断した場合
8. 入居者等ご自身で業者を手配された場合
9. 委託先が、支払の停止、破産、民事再生手続、会社更生手続又はその他倒産手続の申立があった場合

＜ジェイリース緊急駆付けサービス受付センター＞

フリーダイヤル：0120-99-5052

受付日時：24時間365日

